

## (2) 対策

騒音規制法や県公害防止条例に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

### ① 騒音規制法による規制

騒音規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う騒音及び建設作業に伴う騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音の限度（許容限度・要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行います。

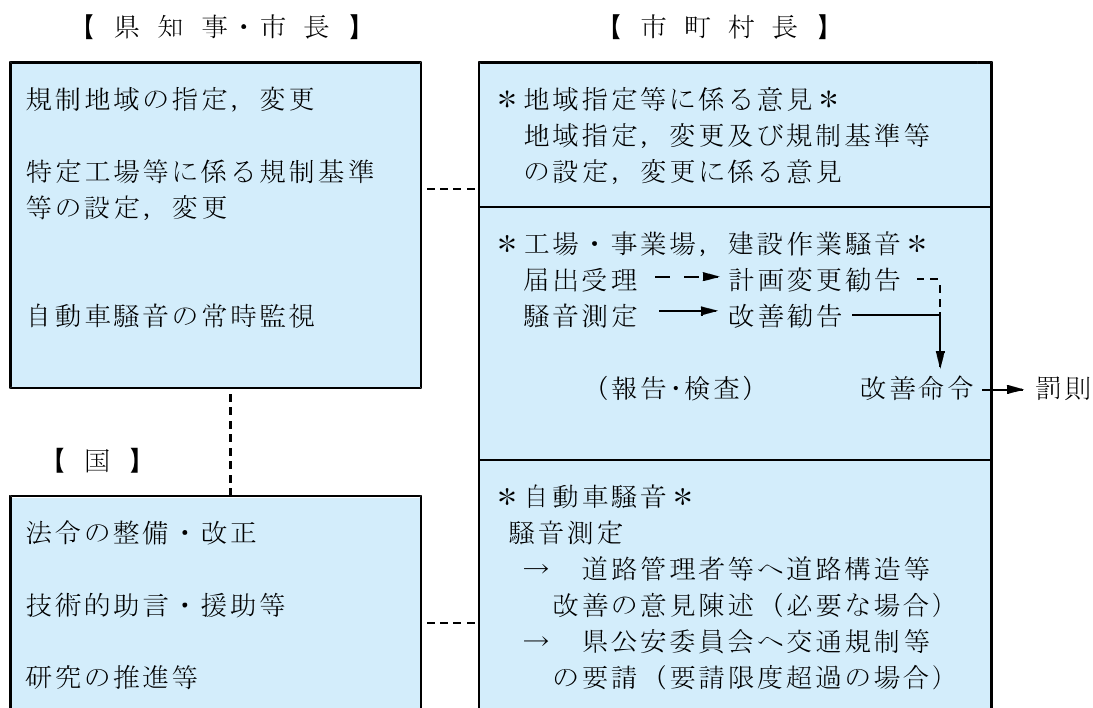
なお、昭和58年度までに、県内全市町村について規制地域等の指定がなされています。

市町村長は、届出の審査及び受理、騒音測定、立入検査、改善勧告及び命令、自動車騒音の測定に基づく県公安委員会への要請及び道路管理者等への意見陳述等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市になって以降、県知事の役割業務も同市長が行っています。また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から、奄美市については平成23年4月から、その他の市については平成24年4月から権限移譲により県知事の役割業務も各市長が行っています。

(図3-42)(資料編10-(7)(8)(9)(10)(11))

図3-42 騒音規制法の体系



### ア 工場・事業場騒音

県内の指定地域内の特定工場等の数は、平成24年度末で1,712工場です。指定地域内の特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損われると認められる場合は、勧告、命令等を行います。また、苦情に基づく立入検査の際、騒音防止に関する行政指導を行っています。

騒音の防止については、事業者の騒音対策に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策並びに住居及び工場等の分離の推進等都市計画

に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。

(表3-94, 資料編10-(7)(11))

**表3-94 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況** (平成25年3月末現在)

施設の種類	1 金属加工機械	2 空気圧縮機等	3 土石用破碎機等	4 織機	5 建設用資材製造機械	6 穀物用製粉機	7 木材加工機械	8 抄紙機	9 印刷機械	10 合成樹脂射出成形機	11 鋳造型造機	計
施設数	803	5,782	643	639	131	5	444	9	458	138	25	9,077
工場数	143	983	129	29	97	3	184	2	127	13	2	1,712

イ 建設作業騒音

建設作業騒音の防止については、施工者側の防止対策に対する十分な配慮が効果的であるため、付近住民に対する事前説明の実施、代替工法の採用等の対策が必要です。

(表3-95, 資料編10-(8))

**表3-95 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況 (平成24年度)**

作業の種類	くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を用いる作業	バックホウを使用する作業	トラクター・ショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	計
届出数	61	5	341	34	6	44	1	11	503

ウ 自動車騒音

自動車騒音については、交通量の増大により幹線道路沿いにおいて、定常的に騒音が発生します。本県の自動車台数は、約133万台(平成25年3月末)です。

騒音規制法の指定地域内における自動車騒音が、要請限度を超えていることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町村長は、公安委員会に対し、交通規制等の措置を要請します。

自動車騒音の防止対策としては、信号機の設置、自動車等の通行禁止等の交通規制、最高速度の制限等の道路交通法の規定による措置とともに、道路部分の舗装の改良、立体交差化、緑地帯の拡大等構造の改善を図る必要があります。(資料編10-(9))

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例は、法で規制する特定施設のほかに、冷凍機に付随した圧縮機、コンクリートブロックマシン等の特定施設による騒音、飲食店等の深夜営業騒音、拡声機騒音等について規制しています。

特に、深夜営業騒音については、カラオケ騒音に代表される飲食店等における騒音に対する苦情が増加し、規制を求める世論が高まってきたことから、昭和56年12月県公害防止条例の改正を行い、飲食店営業等に係る音量規制及び音響機器の使用制限を定めています。このうち、音量規制については、昭和57年6月から騒音規制法の指定地域内において規制を実施しています。一方、音響機器の使用制限については、18市8町の都市計画法に基づく住居系用途地域及び近隣商業地域を使用制限区域として指定し、深夜騒

音防止を図っています。（表3-96，資料編10-(11)(12)(13)）

**表3-96 県公害防止条例に基づく特定施設設置届出状況** (平成25年3月末現在)

区分	やすり目立機	のこ目立機	圧縮機	送風機	走行クレーン	動力打綿機等	ブロックリートマシン	コンクリート	管等製造装置	コルゲート	マシンダイカスト	マシンオシレート	コンベア	計
施設数	-	4	722	269	55	49	53	-	-	-	-	-	-	1,152
工場等数	-	3	177	77	14	38	37	-	-	-	-	-	-	346

※ 表中の工場等数は延数である。なお、工場等数の実数は合計で300である。

③ 近隣騒音

近隣騒音は、カラオケ等の深夜営業騒音、移動販売車等の拡声機騒音、家庭生活からの騒音等に分類され、近年の都市部の過密化や生活様式の変化に伴い、騒音苦情に占める割合が年々高くなっています。

平成24年度の苦情発生件数をみると、近隣騒音（飲食店、カラオケ、家庭生活）に係るものは20件であり、騒音苦情のうち18%を占めています。このうち、家庭生活からの騒音に係るものが9件（8%）となっています。（図3-41）

2 振動の現状と対策

(1) 現状

振動は、振動源（機械、建設作業、道路交通等）からのエネルギーが地面等を伝播し、主に生活主体である建物を媒体として人体に伝わり、不快感を与えるものであり、場合によっては、建物の損傷等、物的な被害をもたらすこともあります。

平成24年度の振動の苦情件数は12件で、そのうち、工事・建設作業に係る苦情が8件（66%）で、最も多くなっています。（図3-43，図3-44）

図3-43 振動の苦情件数の推移

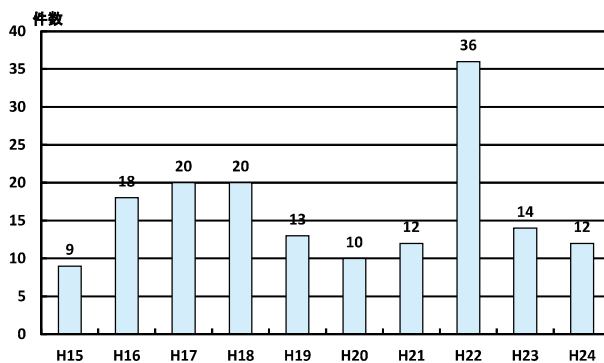
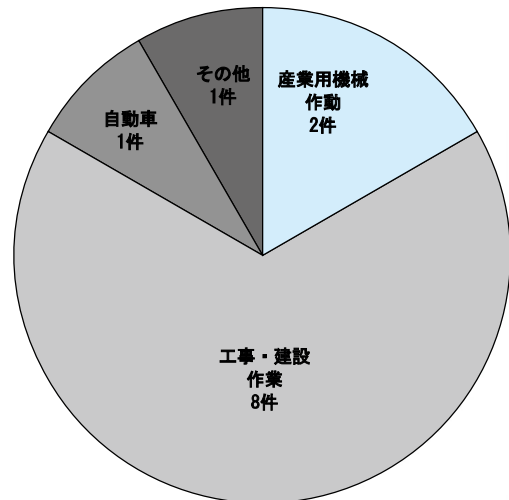


図3-44 振動の発生源別苦情件数



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

## (2) 対策

振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

### ① 振動規制法による規制

振動規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う振動及び建設作業に伴う振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動の限度（要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

県知事は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行います。

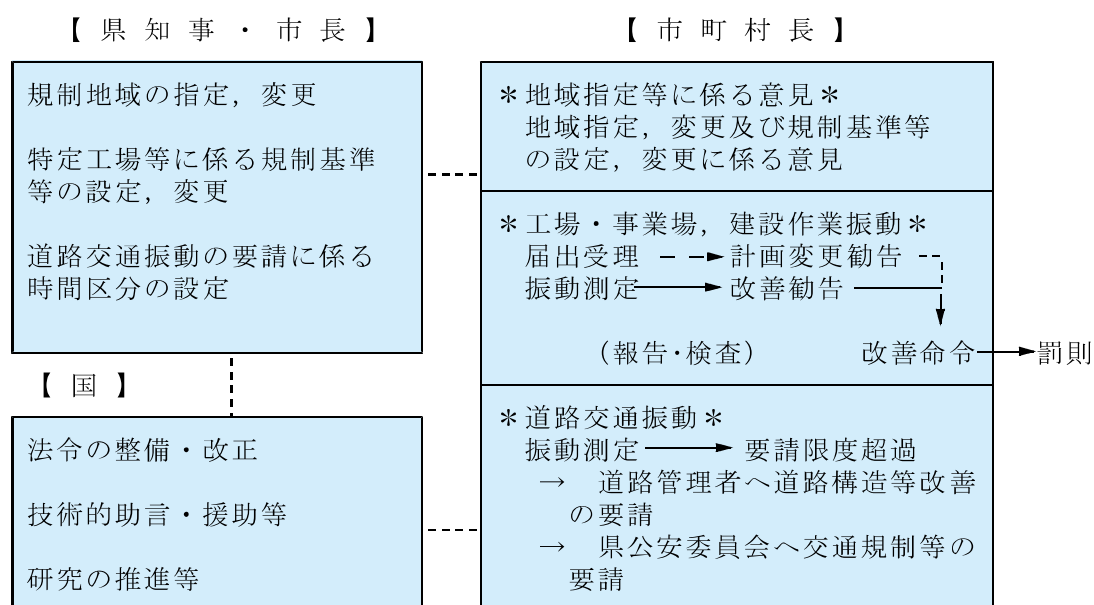
なお、平成25年3月末現在で19市8町について規制地域等の指定がなされています。

市町村長は、届出の審査及び受理、振動測定、立入検査、改善勧告及び命令、道路交通振動の測定に基づく道路管理者及び県公安委員会への要請等を行います。

なお、鹿児島市については、平成8年に中核市となって以降、県知事の役割業務も同市長が行っています。また、薩摩川内市については平成18年4月から、鹿屋市及び霧島市については平成19年4月から、奄美市については平成23年4月から、その他の市については平成24年4月から権限移譲により県知事の役割業務も各市長が行っています。

(図3-45)(資料編11-(1)(2)(3)(4))

図3-45 振動規制法の体系



### ア 工場・事業場振動

指定地域内の特定工場等が規制の対象となり、県内の特定工場等の数は、平成24年度末で807工場です。

工場・事業場からの振動防止については、事業者の振動に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策や住居及び工場等の分離の推進等、都市計画に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。(表3-97)

**表 3-97 振動関係特定施設届出状況**

(平成25年3月末現在)

施設の種類	1 金属加工機械	2 圧縮機	3 土石用破碎機等	4 織機	5 コンクリートポンプ等	6 木材加工機械	7 印刷機械	8 ゴム樹乳用錬又の合口	9 合成樹脂射出機	10 鋳造型機	計
施設数	483	1,912	434	539	38	72	127	-	234	22	3,861
工場数	118	479	67	16	21	52	37	-	12	4	807

イ 建設作業振動

指定地域内において行われる建設作業のうち、政令で定めるくい打ち作業等の特定建設作業が規制対象となります。(表3-98, 資料編11-(2))

なお、建設作業振動については、建設作業が本来、衝撃力を直接利用することや、一時的に行うこと等から、防止が困難な場合が多くなります。

防止対策としては、付近住民への事前説明の実施や低振動工法の採用等が必要です。

**表 3-98 振動関係特定建設作業届出状況 (平成24年度)**

作業の種類	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業	計
届出数	77	0	6	211	294

ウ 道路交通振動

道路交通振動とは、自動車が道路を通行することに伴い発生するものをいいます。

道路交通振動は、凹凸のある路面の道路を大型の車両等が高速で走行することなどにより発生します。したがって、防止対策としては、道路の舗装、補修等の道路構造の改善対策や速度制限等の方策を講じることが必要です。

**3 悪臭の現状と対策**

**(1) 現状**

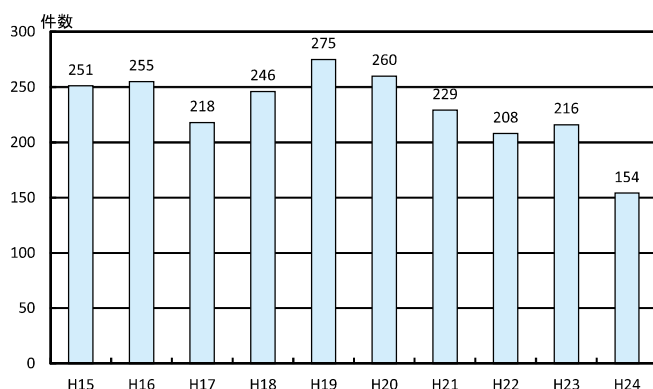
悪臭は、大気汚染、水質汚濁等と異なり、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであり、その感知の程度は、各人の嗜好、体調などにも左右され、また、発生源も多種多様です。

悪臭問題は低濃度でも不快感を与えることや、多種類の物質がこん然となって大気中に拡散されることが多いことなどから、悪臭物質濃度と被害との関係の推定が困難であるなど、問題の解決が困難なものとなっています。

悪臭苦情件数の推移は図3-46のとおりです。平成24年度の悪臭に係る苦情件数は154件です。発生原因別では、産業活動が34件と全体の22%を占め、次いで家庭生活が20件、野焼きが9件となっています。(図3-47)

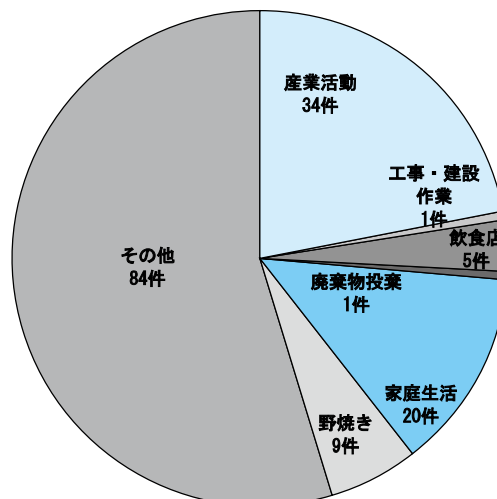
市町村別の苦情件数は、市部で全体の90%(140件)を占め、特に鹿児島市(48件)、指宿市(27件)及び鹿屋市(24件)で全体の70%を占めています。

図3-46 悪臭の苦情件数の推移



資料：公害等調整委員会 公害苦情調査

図3-47 悪臭の発生源別苦情件数



## (2) 対策

悪臭防止及び苦情等への対策として、悪臭防止法及び県公害防止条例による規制を行っています。

### ① 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、規制地域内に設置されている工場その他の事業場の全てが規制の対象となります。

規制基準には、物質濃度規制と臭気指数規制の2通りがあり、物質濃度規制は政令で指定されている特定悪臭物質（22物質）、臭気指数規制は全ての物質を対象として、敷地境界、排出口及び排出水中における規制基準が定められています。

（資料編12-（1））

県は、同法に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、市町村は悪臭物質の測定や改善勧告、改善命令の発動といった実際の規制事務を行っています。

（図3-48）

なお、中核市である鹿児島市は独自で規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、平成18年4月からは薩摩川内市が、平成19年4月からは鹿屋市と霧島市が、平成23年4月からは奄美市が、平成24年4月からはその他の市が権限移譲により各市において設定等を行っています。

平成25年3月末における県内の状況については、19市15町で規制地域を指定しており、多くの市町が特定悪臭物質の濃度による規制を採用していますが、鹿児島市、出水市及びさつま町は臭気指数規制を導入しています。（資料編12-（1））

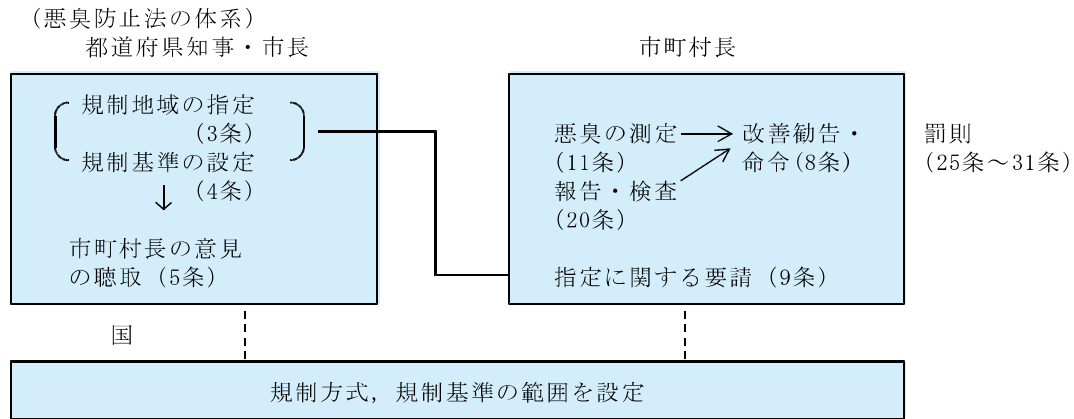
### ② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例では、知事が規制対象となる施設を定め、事業者には施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を義務付けることによって悪臭の防止を図っています。

（図3-48、表3-99）

なお、独自に条例を制定している鹿児島市、薩摩川内市（旧川内市区域のみ）、鹿屋市、南さつま市及び奄美市には適用されません。

図 3-48 悪臭防止の体系



(県条例の体系)

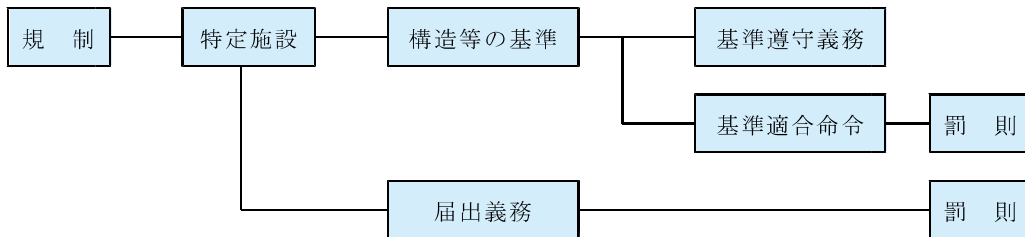


表 3-99 県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

(平成25年3月末現在)

番号	用途区分	施設名	規模	届出施設数
1	獣畜，魚介類又は鳥類の臓器，骨皮，羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	27
		(2)蒸解施設	〃	54
		(3)乾燥施設	〃	17
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場	すべてのもの	12
		(2)乾燥施設	〃	9
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま	すべてのもの	1
		(2)薬液回収施設	〃	0
4	鶏糞乾燥を業とする者が用いるもの	鶏糞乾燥施設	すべてのもの	9
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	すべてのもの	16
計				145
工場等数				54

## 4 不快害虫等の現状と対策

### (1) 現状

#### ① ヤンバルトサカヤスデの発地域域の拡大

ヤンバルトサカヤスデは、落葉や腐植土などを餌として、日当たりの悪い湿った場所を好んで棲息<sup>せいそく</sup>しており、本来、農作物や人に害を及ぼしたりすることはありませんが、繁殖力が強いため大量に発生し、集団移動したり、壁や塀をよじ登ったり、家の中に侵入することがあり、強い不快感を与えます。

県内では、平成3年に徳之島で大量発生して以来、奄美全域や県本土の南薩地区、鹿児島市など、20市町村で棲息が確認され、県本土でも大量発生するケースが見られます。

#### ② キオビエダシヤク等南方系侵入害虫の発生

イヌマキ等に加害するキオビエダシヤクは、平成13年には種子島や薩摩半島南部の限られた地域で発生していましたが、その後拡大を続け、県下ほぼ全域で確認されています。イヌマキは、民家の垣根や庭木として多く植栽されており、幼虫が葉を食害した場合、景観を損ねます。なお、繰り返し食害された場合には枯死してしまいます。

ソテツに加害するクロマダラソテツシジミは、平成19年に侵入し、その後、県下各地で確認されています。ソテツは、庭木や街路樹などに利用されるほか、切り葉や観葉植物としても生産されており、新芽や柔らかい葉が被害を受けることで、商品価値の低下を招いてしまいます。

### (2) 対策

#### ① ヤンバルトサカヤスデへの対策

県では、駆除方法やまん延防止対策に関するリーフレットの作成・配布や駆除剤の開発などの対策を講じてきています。

また、大学や薬品会社の専門家、県及び市町村等で構成する「ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会」を設置し、より効果的な駆除方法や忌避剤等の調査研究、地元住民や建設・造園業者等を対象にした現地説明会の開催に取り組んでいます。

市町村においては、ヤスデ駆除剤の購入補助や無償配付等を行うとともに、住民と協力して、定期的に薬剤散布や山裾の下草払いなどを実施し、ヤスデの住みにくい環境づくりに努めています。

#### ② キオビエダシヤク等南方系侵入害虫への対策

県では、市町村や関係機関・団体等と連携して防除指導連絡体制を整備し、被害状況の把握及び適切な防除方法の普及啓発に努めています。また、森林技術総合センターにおいて、キオビエダシヤクやクロマダラソテツシジミのほかデイゴなどに加害するデイゴヒメコバチの生態について究明するとともに、防除法等の試験研究を行っています。